

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が請求人に対し平成〇年〇月〇日付けでした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）における失業等給付の支給停止処分の取消しを求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に会社A（以下「事業所」という。）を離職した。
- (2) 請求人は、同年〇月〇日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）へ来庁し、求職申込みを行った。その際、安定所長は、請求人に対し、総合案内及び雇用保険給付課にて離職後就職していないか口頭で確認を行い、どちらの窓口においても就職していないと回答したため、雇用保険被保険者離職票-2の安定所記載欄の就労等確認欄の「就職等をしない」「就職等が内定していない」の箇所に〇印を記入した。

安定所長は、雇用保険基本手当の受給資格決定を行い、請求人に対し、雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり（以下「しおり」という。）を交付し、同月〇日に雇用保険説明会を受講するよう指示した。

- (3) 安定所長は、同月〇日に受給資格者証を作成しようとしたが、エラーが表示され入力ができなかったため、雇用保険被保険者台帳を照会したところ、請求人が資格取得中で、会社Bから雇用保険資格取得届が提出されていたことを確認した。
- (4) 安定所長は、同月〇日に請求人に対し、請求人が就職した事実を確認するため、電話で連絡をとった。

請求人は、初めは就職していることを言わず、家業の手伝いのみと回答して

いたが、Bの社名を出すと初めて就職の事実を認めた。

- (5) 安定所長は、同月〇日に請求人へ出頭を求め、法の不知が十分考えられることから、改めて雇用保険制度の概要及び不正受給についての説明をしおりを用いて行った。

その上で聴取したところ、請求人は求職申込み時の申告が嘘であったこと、不正に受給しようとしたことを述べた。

安定所長は、請求人に対し、更に、誤って申し込んだ場合と不正を意図して申し込んだ場合では処分が異なることを説明した。

それでも、請求人は、嘘をついて受給するつもりであったと明確に述べた上、「平成〇年〇月〇日に雇用保険の申込みした時に、Bで働いていた事を、だまって申し込みをした。ウソを付いて受給するつもりでした。」と申立書に自筆で記載した。請求人は不正受給の処分を受けることに同意した。

- (6) 同日、安定所長は、請求人が不正受給の意図が明確であると判断し、法第34条第1項に基づき同月〇日からの失業等給付の支給停止処分を行った。

- (7) この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした支給停止処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人らは、不正と判断された行為について、法第34条第1項ただし書に

該当すると申し立てていることから、検討すると、以下のとおりである。

- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日の申立書において「平成〇年〇月〇日に雇用保険の申込みした時に、Bで働いていたことを、だまって申込みをした。ウソを付いて受給するつもりでした。」と記載し、署名していることが認められる。この点、請求人らは、同年〇月〇日付C地方裁判所の小規模個人再生に係る証明書を提出し、借金のために任意整理を行っていることを理由として、法第34条第1項ただし書の「やむを得ない理由」に該当すると主張する。同ただし書に規定する「やむを得ない理由」に該当するか否かの判断については、行政実務上、不正をなすに至った動機、不正の度合、反省の情の程度等の諸条件を総合的に検討した上で決定すべきものとされているところ、当審査会としても同行政実務の考え方は妥当であると判断する。
- (3) そこで、請求人らの主張が、同基準に照らして「やむを得ない理由」に該当するか否かであるが、請求人らは、請求人が小規模個人再生を申請する状態にあるほど困窮していた旨を主張するが、小規模個人再生とは、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みある場合に、裁判所が決定する制度であることから、請求人の生計が著しく貧困であり、かつ、社会通念上やむを得ないと認められる支出の必要に迫られている場合には該当しない。さらに、請求人は不正行為を行った時期においては、親と同居しており、生計を一にしていたか否かは明らかではないものの、同世帯において生活保護を受ける必要性に迫られる状態にあったとの主張をしているものでもないことからみて、雇用保険給付の不正受給も「やむを得ない」といえるような状況にあったとは到底判断できないものである。
- (4) 不正の度合も、未だ基本手当の支給は開始されていないとはいえ、当初においては、就職していることを言わず、家業の手伝いのみと具体的に回答していることが認められ、悪質であると言わざるを得ない。
- (5) さらに、反省の程度について見ても、「平成〇年〇月〇日に雇用保険の申込みした時に、Bで働いていた事をだまって申し込みをした。ウソを付いて受給するつもりでした。」と申立書に自筆で記載しているにもかかわらず、その後に請求人自らが反省の弁を述べている事実は認められず、真に反省をしているとも判断できない。
- (6) 以上のことから、本件においては、不正をなすに至った動機、不正の度合、

反省の情の程度等を総合的に判断すると、請求人が行った不正行為に「やむを得ない理由」があったとは認められないものである。

- 3 以上のおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした失業等給付の支給停止処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。